

三股町エクササイズクラブ利用上のきまり（H30 年度～）

1 登録申込み

- (1) 利用希望者は、エクササイズクラブ登録用紙に必要事項を記入し、事務所へ提出してください。
その際、エクササイズクラブ利用上のきまりをよくお読みください。
- (2) 1年度ごとに登録の更新が必要です。

2 登録資格（利用制限等）

ご利用いただけるのは『三股町に住民票がある、19歳以上の三股町民』です。また、治療中及び経過観察中の疾患がある者は、定期的な医療監視下にあり、医師の許可を得ている者を利用可とします。

3 登録の取り消し

次の各号に該当すると認められた場合、利用者に対してその時点で登録を取り消し、以後の利用をお断りすることがあります。

- (1) 当施設の設備を故意に破損したとき。
- (2) 登録後、登録資格に該当しないことや登録に際して虚偽の申告をしたことが発覚したとき。
- (3) その他、利用者として品位を損なうと認められる行為があったとき。

4 開館日

- (1) 健康管理センターの行事等で開館日時が変わります。毎月発行の計画表でご確認ください。
月～金曜日の9：00～16：30 で、健康管理センター検診ホールの利用可能な日
(祝祭日、年末年始、お盆 8/13～15を除く)
- (2) 次の事由により施設の利用ができないことがあります。
 - ①台風、異常気象、風水火災害、地震等で利用者の安全確保が困難であると判断したとき。
 - ②社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

5 利用上の注意

- (1) 利用できるのは、健康管理センター検診ホールおよびホール内の運動器具です。
- (2) 運動指導者は不在のため、利用者自身で健康管理を行い、自己の責任と危険負担において施設を利用してください。
※利用者が当施設を利用中に生じた盗難について一切責任を負いません。
- (3) ホールを使用する際は、所定の位置にある出席簿に、丸をつけてください。
- (4) ホール内への食べ物の持ち込みは禁止です。

【記入例】

氏名	1	2	3	4	5	8	9	10
	月	火	水	木	金	月	火	水
みまた たろう	○	○			○	○	○	
みまた じろう		○		○			○	

6 禁止行為

- (1) 営利を目的とした行為は固くお断りします。
- (2) 公序良俗に反する行為は固くお断りします。
- (3) 酒気を帯びての施設のご利用は固くお断りいたします。

* 事故の危険性を考慮し、お子様連れのご利用は、ご遠慮ください。

<お問い合わせ>

三股町健康管理センター 電話：52-8481